

仕 様 書

第 1 件名

レガシーを活用した国内観光促進事業の委託

第 2 契約期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

第 3 目的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の成功により、国内外の注目が東京に集まる中、大会を契機とした大会関連施設の充実や観光資源開発などの取組の成果を都市のレガシーとして発展させ、東京の魅力向上につなげていくことが必要である。

一方、新型コロナウイルスの世界的な拡大はいまだ収束しておらず、インバウンドが回復するまでには、今後、一定の期間を要すると見込まれている。

そこで、インバウンド回復までの間、東京 2020 大会の施設等を大会のレガシーとして活用し、国内観光を促進するため、東京 2020 大会の大会関連施設及びその周辺観光スポットを活用した国内向け周遊イベントを実施し、全国から東京への誘客を図る。

また、東京都がこの夏に開催予定の東京 2020 大会開催 1 周年記念と連動して実施することにより、イベントへの誘客を図る。

第 4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

第 5 留意事項

- 1 本事業は、東京 2020 大会開催 1 周年記念イベントを所管する局をはじめとした関係各局、自治体、大会会場となった施設管理者（以下「各管理者」という。）等、多数の関係機関との調整を要する。各管理者との連絡・調整においては細心の注意を払うとともに、連携を密にしながら実施すること。
- 2 東京都の「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～」及び「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドブック～「新しい日常」の定着に向けて～」、その他感染症の状況に応じて東京都の発出する基準等に基づく感染防止策を講じた上で、本事業を実施すること。

第 6 全体運営

1 全般について

受託者は、「第 3 目的」に掲げる目的に基づき、国内旅行者の誘客を促進するため、次の業務を実施すること。

- （1）企画
- （2）新型コロナウイルス感染症の状況に応じた対応
- （3）旅行者等参加型イベントの実施
- （4）特設ウェブサイトの開設・運営
- （5）オンライン広告の掲出
- （6）その他広報活動

- (7) 事務局の設置
- (8) 東京 2020 大会開催 1 周年記念イベントとの連携
- (9) 効果測定及び報告

2 実施体制

受託者は、本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。また、本事業における実施体制を明確にし、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。

- (1) 契約締結後、速やかに委託業務スケジュールや運営体制を明記した実施計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。
- (2) 事業を行うにあたり、各種計画を作成し、TCVB の承認を得ること。
- (3) 業務の詳細について、TCVB と協議の上決定し、進捗状況を TCVB に報告すること。また、必要に応じて協議・提案を行いながら進めること。
- (4) 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。
- (5) 東京都及び TCVB が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。
- (6) 写真や動画利用にあたっては、著作権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等が発生する場合は、受託者が負担すること。
- (7) 各広告媒体掲出先のオンライン版掲載におけるポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。

第7 委託内容

下記の内容について業務委託する。下記一切の業務を委託業務に含むものとする。

1 内容の調整

業務の進行にあたっては、東京等の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点に立ち意見調整を図りながら運営すること。業務の詳細については、事前に TCVB と協議の上決定すること。

2 連絡調整等業務

事業に関連して、都内及び全国の関係自治体及び各管理者と連絡調整し、事業を円滑に実施すること。調整等において発生した事故・トラブルについては、受託者の責任で対応すること。調整内容結果については、TCVB と情報共有を図ること。

3 事業実施関連業務

実施する事業において、下記内容について、業務を行うこと。実施にあたっては、参加者数等 KPI を設定し、TCVB と協議の上決定すること。

(1) 企画

東京 2020 大会関連施設及びその周辺の観光スポット等を活用し、アトラクションの要素も交えた全国から東京への誘客につながるイベント等を企画すること。企画にあたっては、東京等の大会関連施設及び周辺観光スポット等を周遊するために必要な情報収集・整理を行うとともに、各管理者等との調整を行うこと。

企画内容については、TCVB と適宜協議の上決定すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の状況に応じた対応

新型コロナウイルス感染症の状況により、催物の開催制限等（以下「イベント実施に係る制限等」という。）や都道府県間の移動制限が行われる可能性があることを踏まえ、移動やイベント開催等に制限がない場合の企画案と制限がある場合の企画案（例 オンライン等）を合わせて提案すること。

また、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、イベント開催等制限がある場合の企画案のみを実施することもある。コロナの状況に応じた対応を行うこと。

（３）旅行者等参加型イベントの実施

以下の仕様を満たした旅行者参加型イベントを実施すること。

東京 2020 大会 1 周年記念行事を盛り上げるものとして実施するとともに、以下の２つのコースの旅行者参加型イベントは、一連のつながりを持たせること。

ア 実施内容

（ア）参加者が対象スポットを巡り、回遊性を高めるイベントを実施すること。

※以下は企画案の例示であり、他の提案を妨げるものではない。

（例：デジタルスタンプラリー、クイズラリー、宝探し、写真投稿等）

（イ）オリンピック競技会場及びその周辺を巡るコース（以下「オリンピック関連コース」という。）とパラリンピック競技会場及びその周辺を巡るコース（以下「パラリンピック関連コース」という。）の２コースを設定すること。

（ウ）デジタル技術（VR、AR等）を積極的に活用すること。

（エ）障害者のアクセシビリティに配慮した内容で実施すること。

（オ）回遊性を高めるため、対象スポットに行くとポイントを獲得できる仕組みやスマートフォンをかざすと東京 2020 大会時点の写真や映像等が提示される仕組み等、参加者が対象スポットに立ち寄り、楽しめる内容を企画し、実施すること。

また、特に、記念イベントの実施施設や都心から離れた地域（多摩地域、島しょ地域、他県等）にも周遊するインセンティブを与える仕組みを検討すること。

（カ）ポイント数に応じて、賞品を抽選でプレゼントすること。

（キ）パラリンピック関連コースは、パラスポーツの認知度向上を図る内容を盛り込むこと。（例：パラスポーツのクイズの出題等）

イ 実施回数

２回

各回は異なる内容で実施すること。（例：スタンプラリーを実施期間や対象スポットをずらして実施することは不可。）

ウ 実施期間

令和４年７月２３日から１０月１６日までの間に、以下のとおりイベントを実施することとし、１回のイベントに付き１．５か月程度実施する。

（ア）オリンピック関連コース

令和４年７月中下旬から令和４年８月末頃まで

（イ）パラリンピック関連コース

令和４年８月下旬から令和４年１０月中旬まで

エ 対象者

（ア）都民及び都内在勤・在学者等

(イ) 観光目的に東京を訪れる全国からの旅行者等

(ウ) 都内及び他県の東京 2020 大会関連施設に興味関心がある旅行者等

オ 対象スポット

(ア) 都内及び全国各地の東京 2020 大会関連施設（競技会場、記念イベント開催施設、大会エンブレム等の銘板、大規模展示物（シンボルマーク・大会マスコット像）及びその周辺の観光スポット

(イ) 東京 2020 大会関連施設のうち、通常一般公開されていない場所、入場料が掛かる場所、イベント開催に適さない施設等は対象外とする。

(ウ) 観光スポットについては、東京 2020 大会関連施設周辺の人気の高いスポットを選定するとともに、実施に向け各管理者等との調整を行うこと。

カ 対象箇所数

イベント 1 回につき、都内大会関連施設及び周辺観光スポット等は 20 か所程度、全国の大会関連施設及び周辺観光スポット等は 5 か所程度とする。大会関連施設と観光スポットは、それぞれ全対象スポットの半数程度とすること。

キ 景品

(ア) 東京 2020 大会のメダリストや出場者等による競技体験等、参加者が興味を持つ体験等を企画すること。

(イ) TokyoTokyo グッズ、都内の特産品等、参加者が本イベントに参加する意欲を喚起する魅力的な景品を検討すること。なお、景品表示法等関係法規を遵守すること。

(ウ) 著名人等を活用する場合には、権利元の承認及び権利料、使用料等の諸費用等は本委託費に含む。

(エ) 景品の購入費用は本委託費に含む。景品は TCVB と協議の上決定すること。

ク 成果指標

イベント参加者数 各回 4,000 人以上

ケ その他

(ア) 受託者は TCVB と協議の上、各管理者等と調整・交渉を行うこと。

(イ) 調整・交渉にあたっては、TCVB の事業であることを明かした上で行うこと。

(ウ) 調整等において発生した事故・トラブルについては、受託者の責任で対応すること。

(4) 特設ウェブサイトの開設・運営

以下の仕様を満たした特設サイトの制作及び運営管理を行うこと。

ウェブサイト開設にあたっては、別紙 1 「『東京都公式ホームページ作成に関する統一基準』準拠に係る標準特記仕様書」に準拠すること。また、別紙 2 「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（平成 29 年 7 月 1 日）」を参考にすること。

ア 掲載内容

特設ウェブサイトの充実に必要なコンテンツ内容等を提案し、TCVB と協議の上、掲載すること。なお、下記事項については、必ず掲載すること。

(ア) 旅行者等参加型イベントの概要

(イ) 大会関連施設、観光スポット、観光ルート上のスポットの紹介（写真、所在地、連絡先、アクセス等

(ウ) 観光ルートの紹介

東京 2020 大会の大会関連施設及び周辺スポット等を巡る観光ルートを 5 本以上制作し、その魅力等をわかりやすく発信すること。全国から東京への旅行者の来訪意欲を高め、現地への実際の訪問を促すこと。観光ルートのうち 2 本は東京都及び近隣県を含むルート（1 本）、東京都及び被災県（宮城県、福島県）を含むルート（1 本）とすること。

(エ) オンラインツアー動画

上記（ウ）で制作した観光ルートを用いた東京都内のオンラインツアー動画を 2 本以上企画提案し、実施すること。

(オ) 景品の紹介並びに応募方法及び受け渡し方法に係る案内

(カ) その他

上記（3）の周遊イベントを効果的に PR するとともに、イベント参加に当たり必要な情報を分かりやすく発信すること。

イ デザイン・構成

(ア) より魅力的な特設ページとするための工夫・提案を行うこと。

(イ) 効果的に写真を盛り込み、ユーザーフレンドリーなデザインにすること。

(ウ) 特設サイトのバナーを、他の事業でも使用できるよう、事業に合わせて制作すること。

(エ) スマートフォン及びタブレット等多様な電子機器からのアクセスに配慮したレスポンスデザインとすること。

ウ 成果指標

特設サイトの PV 数 10 万以上

エ その他

(ア) コンテンツ作成にあたり、関係自治体、各管理者等への情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、内容確認、テストページ確認依頼等を行うこと。

(イ) 特設ウェブサイトは、令和 4 年 7 月上中旬までに開設すること。プレサイトについては、7 月上旬までに開設すること。詳細については、別途 TCVB と協議の上で決定するものとする。

(ウ) 特設ウェブサイト公開後のコンテンツの追加、既存コンテンツの情報更新にも対応すること。

(5) オンライン広告の掲出

ア 誘導効率の良い媒体を選定した上で、インターネット上にオンライン広告を掲出し、(4) で制作した特設サイトへ誘導を図ること。また、掲出する際には、例えば、広告デザインを数パターン制作し、一定期間掲出後、配信効果を適宜検証し、高い効果の見込めるデザインを採用する等、サイト回遊数の増加や直帰率の低下等のほか、KPI として設定した指標の改善の効果が見込める工夫を行うこと。

イ 事業目的に照らし最も効果的な掲出となるよう、以下①から④の KPI の根拠を示した上で設定し、実施すること。

① 広告表示回数

② 誘導するウェブサイトへのアクセス数（クリック数）

③ 誘導したウェブサイトの回遊数及び回遊率

④ 誘導したウェブサイトの直帰率

ウ 最も効果的な掲出時期や頻度を提案し、TCVBと協議の上で実施すること。

(6) その他広報活動

ア 広報計画の作成

イベント実施にあたり、工夫を凝らした効果的な広報計画を提案し、実施すること。

イ 東京 2020 大会記念イベントにおけるブースの企画・運営

(ア) 東京都が実施する東京 2020 大会記念イベント等において、ブース等を設置及び運営し、(3) のイベントを PR すること。

(イ) 出展期間・回数

ブースの出展は、3 回予定している。

(大会記念イベントは異なる日程で 1 日ずつ、3 日間実施予定)

(ウ) 実施時期

TCVB が指示する時期において実施すること。

(大会記念イベントは 7 月～10 月実施予定。7 月 23 日 東京 2020 大会 1 周年記念事業 1 周年記念セレモニー会場、8 月 24 日 東京 2020 パラリンピック 1 周年記念イベント会場、その他 1 か所を想定。)

(エ) ブース内での PR については、アトラクション要素を交えた内容にすることとし、(3) のイベントへの参加登録等を促すことを目的に実施する。

(オ) ブースの出展にあたり、本委託業務を円滑かつ適正に遂行するのに必要な人員を確保・配置し、労働関係法令に従って業務に従事させること。

(カ) イベント出展にあたり、行政機関等への必要な申請及び各施設等との調整を行うとともに、レイアウト、実施計画、運営計画等を策定の上、実施すること。

ウ その他

パラリンピック関連コースに関する広報物等については、特に障害者のアクセシビリティにも配慮すること。

(7) 事務局の設置

ア 問合せ窓口の設置

本イベントに対応する事務局を設置し、都民等からの問合せへの対応を電話及びメールにて行うこと。なお、設置にあたり、電話回線（1 回線以上）及びメールアドレスを設けること。設置した電話番号及びメールアドレスは、決定後速やかに TCVB に報告すること。

イベント開催期間中は、土曜日、日曜日及び祝日も含め対応することとし、対応時間帯は協議の上、決定するものとする。

イ 各スポット等におけるトラブルへの緊急対応

万が一、事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに TCVB に報告すること。なお、重要な案件については、発生した時点で直ちに TCVB へ報告の上、対応方針について協議すること。

ウ 旅行者等参加型イベント景品の受け渡し

条件を満たした参加者への景品の受け渡し方法について、ふさわしい方法を提案すること。

(8) 東京 2020 大会開催 1 周年記念イベントとの連携

東京 2020 大会開催 1 周年記念イベントを所管する局及びイベントの受託事業

者等との連絡・調整を行うとともに、連携を密にしながら実施すること。

(9) 運営全般について

ア イベント等の実施に際してスペース借用等の手続き及び費用が必要となる場合は、その申請手続きを受託者にて責任をもって行い、当該費用の支払い等も本委託業務内で受託者が行うこと。

イ 本業務の履行に当たり全ての関係者と適宜・適切な連絡、調整を行うこと。

ウ イベント実施に必要な備品等を手配すること。

エ 必要に応じて、イベント保険等への加入を適切に行うこと。

オ 上記ア～エに係る費用は本委託費に含む。

カ その他、別途 TCVB が指示する業務について、協議のうえ、対応すること。

(10) 上記以外

別途、TCVB と協議し、対応すること。

(11) 効果測定及び実施報告

実施効果を把握するための効果測定の指標、手法、目標値等を検討の上、効果測定を行い、各プロモーションの実施内容とともに結果を TCVB に報告すること。

第8 完了報告と契約代金の支払いについて

契約金額の範囲内において、受託者は半期毎に履行内容と執行確定額を TCVB に報告する。TCVB は履行内容及び執行確定額の確認後に、受託者からの請求に基づいて支払いを行う。提出物の様式等については、下記(1)～(3)に記載のとおりとすること。

(1) 委託完了届

別紙3「委託完了届」を提出すること。

(2) 実施報告書

A4で作成し紙3部、電子データをCD-RまたはDVD-Rで納品すること。

※目次、体裁、提出期限等はTCVBと協議のうえ決定する。

(3) 広告等の制作物デザインデータ

pdfデータ及び編集可能なデータ(拡張子eps、ai等)で納品すること。

第9 作成物に関する権利の帰属

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全てTCVBに帰属する。
- 3 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVBが本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVBは事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- 4 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめTCVBに通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- 5 上記1～4の規定は、第11により第三者に委託した場合においても適用する。

受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

6 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

第10 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第11 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第12 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙4「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- 3 本契約における個人情報とは、以下の事項を指すものとする。
 - ①当財団職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名及びメールアドレス等
 - ②第7・3（7）に記載する事務局に対し問い合わせ等があった相手方の氏名、電話番号及びメールアドレス、景品の受け渡しに関する相手方の情報等
- 4 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、別紙4の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第13 その他

- 1 本委託においては、業務の履行にあたって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。
- 2 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う業務が追加で発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注間において、契約金額の変更のための協議を行う。
- 3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第17条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- 4 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- 5 その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- 6 本委託業務の委託者はTCVBであるが、イベント運営等に係る一切の責任は受託者にあるものとする。
- 7 TCVBは必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

- 8 本事業は令和4年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和4年度東京観光財団収支予算が令和4年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和4年4月1日に確定するものとする。

以上

【担当】

公益財団法人東京観光財団 総務部 観光情報課

担当 和栗、菊重

電話 03-5579-2681